平成２４年（フ）第２０８７号
札幌市白石区川北１条２丁目７番23号
債務者　青山　亜里
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１５２号
札幌市白石区南郷通３丁目北４番40号　サニーハウス南郷Ｂ―102号
債務者　北岡真一郎
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２３９号
札幌市厚別区上野幌３条１丁目１番３―209号
債務者　村市　恭徳
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２５５号
札幌市厚別区厚別中央２条６丁目５番３号　ロアール新札幌２―６―206号
債務者　村上　昌子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２６１号
札幌市中央区北６条西28丁目２番16号　宮の森イースト101号
債務者　飯島　浩子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２７５号
札幌市厚別区厚別西１条４丁目６番５―112号
債務者　広中　一夫
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２９７号
札幌市清田区真栄１条２丁目４番１―210号
債務者　荒谷真由美
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４３号
岩手県奥州市水沢区黒石町字下谷記46番地１
債務者　鈴木　和義
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第６５６号
埼玉県所沢市大字北秋津172番地の１　オータムヒルズ202
債務者　小嶋　俊昭
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６８７号
埼玉県坂戸市伊豆の山町11番地　５―303
債務者　瀧川　　悟
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６９９号
埼玉県ふじみ野市緑ケ丘２丁目22番15号
債務者　木下　英行
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７０１号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘３丁目676番地の１　平岡ビル105
債務者　藤原　慶雄
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７０５号
埼玉県入間市大字仏子868番地７　保谷ハイツ203
債務者　鈴木亜沙美
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７３０号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井664番地10
債務者　嶋村　雅美
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７３２号
埼玉県所沢市北所沢町2209番地の１　レジデンス北所沢102
債務者　小島　道久
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１５１号
千葉県山武郡九十九里町片貝1773番地５
債務者　青木　礼子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第５０９号
神奈川県伊勢原市神戸569番地　ハイツＨＡＲＵ202号、前住所神奈川県伊勢原市上粕屋412番地　ｇｒａｎｄ　ＭｉＫｉⅡ102号
債務者　服部　一男
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部